

はり・きゅう施術 保険適用となる疾病

主に下記 6 疾病であり、
慢性病で保険医による適当な治療手段
がない場合に限り保険適用となるよ。

対象となる疾病

- 神経痛
- リウマチ
- 頸腕症候群
- 五十肩
- 腰痛症
- 頸椎捻挫後遺症

※神経痛・リウマチなどと同等の慢性的な
痛みを主な症状とするものについては
上記以外でも認められることがあります。

はり・きゅうの対象疾病であっても、同時に同疾病の
治療を医療機関で行っている場合は対象外となります。



あんま・マッサージ・指圧施術 保険適用となる症状

医療上、マッサージを必要とする
症状に限り保険適用となるよ。

対象となる主な症状

- 筋麻痺
- 筋萎縮
- 関節拘縮 など

※ただし、可動域の拡大など、
症状の改善を目的としていること。

同一疾病により、医療機関で医療上のマッサージを
行っている場合は対象外となります。



- 保険医が交付する施術への「同意書」が必要です。
- 疲労回復・慰安・予防を目的とする施術は対象外となります。

あはき療養費 Q & A



保険適用の施術を受けるには、
どうしたらいいの？

まずは医療機関で保険医の診察
を受け、施術の同意書を交付して
もらってね。
その後、同意書を持って施術所へ
行ってね。



「訪問可」「出張専門」
と書いてあったけど、
自宅での施術(往療)は
保険が適用されるの？

保険適用となる往療は、「患者が疾病や負傷
のため自宅で静養している場合など、外出が
制限されている状況に限り」認められているよ。

歩行は困難だけど一人で通勤が可能だっ
たり、単に施術所に行くのが面倒などの理由
では認められないよ。



しばらく施術を受けてますが
症状の改善がみられません。

長期間施術を受けても症状が改善しない
場合は、別の疾患も考えられるよ。

不安なら別の保険医の診察を受けてみてね。



領収証を発行してもらえ
なかったんだけど…？

領収証は施術日と施術金額を証明するもの
だよ。償還払いでは療養費申請に添付が義務
付けられていたり、受領委任払いでは施術所
が発行することを義務付けられているよ。

毎回領収証をもらって、内容を確認して保管
しておこうね。

